

デジタル組合員証利用規則

「群馬県学校生活協同組合(以下、「学校生協」という。))が提供する「学校生協デジタル組合員証(以下、「デジタル組合員証」という)」のご利用にあたり、必ずこの利用規則に同意願います。

第1条(学校生協デジタル組合員証の目的)

本規則は、学校生協が提供する、スマートフォン向けアプリケーションサービス「デジタル組合員証」について、そのご利用時のルールを定めたものです。学校生協組合員(以下「組合員」という。)は、「デジタル組合員証」の登録をもって本規則に同意したものとみなされますので、ご了承ください。

第2条(費用負担)

「デジタル組合員証」は、別途定めがある場合を除き、無料でご利用いただけます。

第3条(本アプリのサービス概要)

本アプリは、ご利用者のスマートフォンや携帯タブレット端末(以下「携帯端末」という。)に学校生協である事を証明する組合員証を表示するサービスを提供するアプリケーションです。本アプリを使用して携帯端末にデジタル組合員証を表示する事により、学校生協が組合員に対して提供する諸サービスを受ける事ができるものとします。

第4条(著作権等について)

「デジタル組合員証」および「デジタル組合員証」に関連する一切の情報についての著作権およびその他知的財産権は、学校生協または学校生協にその利用を許諾した権利者に帰属し、無断で「デジタル組合員証」を複製、譲渡、貸与、翻訳、改変、転載、公衆送信(送信可能化を含みます)、伝送、配布、出版、営業的利用等をしてはならないものとします。

第5条(利用条件)

本アプリは組合員向けのサービスであり、ご利用に際し事前に「学校生協マイページ(以下、「マイページ」という)」に組合員番号、パスワード、メールアドレス等の情報登録が必要です。

2. 本アプリへのログインは、マイページで登録した組合員番号、パスワードとメールアドレスを用いて行うものとします。なお、2回目以降のログイン時は本アプリをタップするだけでログインできることとします。
3. 本サービスは、お持ちの携帯端末に「デジタル組合員証」アプリをダウンロードし、インストールすることでご利用頂けます。
4. 本サービスは、不定期にメンテナンスを実施する場合があります。メンテナンス中は一時接続出来ない場合があります。
5. 組合員が学校生協を脱退した場合は、「デジタル組合員証」は使用できなくなります。

第6条(組合員情報の取扱いについて)

学校生協は、組合員が「デジタル組合員証」にて登録または編集、確認できる組合員名、組合員番号、住所、メールアドレス、その他の個人情報を「デジタル組合員証」利用上の基礎情報として利用するものとし、これらの情報を学校生協の定める規則および個人情報保護方針等により厳格に管理します。

2. 学校生協は、組合員が「デジタル組合員証」の利用にあたり登録時に入力した組合員名、住所、メールアドレスその他の個人情報を以下の目的で利用します。なお、学校生協は、組合員の事前の同意なく以下の利用目的以外に組合員の情報を利用することはありません。

- (1) 情報・サービスの提供、運営および管理のため
 - (2) 「デジタル組合員証」および学校生協のサービスに関する情報の告知、メールの送信のため
 - (3) 学校生協のサービスに関わる検討および「デジタル組合員証」のコンテンツ制作およびサービス内容の開発等の参考とするため
- 3．学校生協は、以下の場合には組合員の承諾なく組合員の情報を第三者に開示又は提供することがあります。
- (1) 法令等の定めにもとづき官公署から開示を請求されたとき
 - (2) 学校生協あるいは学校生協の役職員、および組合員の権利または財産を保護あるいは防御するために必要な場合で、予め組合員本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 学校生協の役職員および組合員あるいは第三者の身体の安全を確保する目的で緊急に行動をとるために必要な場合で、予め組合員の同意を得ることが困難であるとき
- 4．学校生協が責任をもって選定し、適切な秘密保持条項を含む契約を締結したパートナー企業・団体等に対して、必要な範囲で情報の取扱いを委託することがあります。
- 5．「デジタル組合員証」での情報の登録、変更および削除は、組合員が自らの責任で行うものとし、登録した情報に誤りなどがあつたことにより組合員に不利益が生じても、学校生協は責任を負わないものとします。
- 6．学校生協は、個人情報の適切な保護に努めております。個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ等は、こちらの「プライバシーポリシー」をご覧ください。

第7条（禁止事項について）

組合員は、次の各号にかかげる行為および「デジタル組合員証」の利用規則および学校生協の定める規則で禁止する行為を行ってはいけません。

- (1) 「デジタル組合員証」および「デジタル組合員証」に表示される文章、画像および映像等の無断複製、無断改変および無断頒布行為
- (2) 「デジタル組合員証」または「デジタル組合員証」にかかわるデータの不正な変更および削除などの行為
- (3) 「デジタル組合員証」アプリのソースコード等を解析するような行為、または複製、改変、再頒布等の行為
- (4) 学校生協、他の組合員や第三者の名誉または信頼を毀損する行為
- (5) 犯罪行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為
- (6) 学校生協、他の組合員や第三者になりすます行為
- (7) 学校生協、他の組合員や第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、その他の財産、尊厳およびプライバシー等を侵害する行為
- (8) 学校生協、他の組合員や第三者を誹謗中傷する行為
- (9) 選挙活動、宗教活動またはこれに類する行為
- (10) 「デジタル組合員証」を利用しての営利目的の行為
- (11) 「デジタル組合員証」を利用して募金または寄付等を募り、または出資を募る行為
- (12) 他の組合員に関する情報を収集する行為
- (13) 有害な文章やデータ、コンピュータプログラムなどを学校生協、他の組合員や第三者に送信する行為

第8条（利用資格の取り消しについて）

学校生協は、組合員が本規則の各条項に違反していると判断したときは、何ら通知催告することなく、当該組合員の「デジタル組合員証」の利用資格を一時停止するか、または取り消すことができるものとします。

第9条（損害賠償について）

組合員の行為により学校生協が直接損害を被った場合、または他の組合員、第三者からクレームを受けるなどして紛争が生じた場合、学校生協は、当該行為を行った組合員に対して損害賠償の支払を請求できるものとします。

第10条（免責）

学校生協は、「デジタル組合員証」に関連して組合員に発生した如何なる損害についても、一切の責任を負いません。

- 2．学校生協は、「デジタル組合員証」に掲載される情報の正確性、有用性または組合員が意図する利用目的への適合性、有用性等について、一切保証責任を負いません。
- 3．学校生協は、組合員同士または組合員と第三者の間で生じた紛争について一切関知しません。組合員は、自己の責任と負担で当該紛争を解決し、学校生協には一切迷惑を及ぼさないものとします。
- 4．学校生協は、保守、更新、障害、復旧、または天災等の不可抗力により予告なくサービスを中断する事があります。中断、停止について学校生協はいかなる責任を負いません。

第11条（本規則の変更）

学校生協は、事前の予告なく本規則を変更することがあります。学校生協が本規則を変更したときは、学校生協は所定のホームページ上でその内容について告知します。

- 2．組合員が前項の告知を確認しなかったことにより発生する損害について、学校生協は一切の責任を負いません。
- 3．本規則の変更後、組合員が自らの組合員番号とメールアドレス、パスワードを用いて「デジタル組合員証」を利用した場合、または特段の意思表示をしないまま8日間を経過した場合、その時点で組合員が本規則の変更に同意したものとみなします。

第12条（管轄裁判所等）

本規則に関して発生した一切の訴訟は、前橋地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とし、日本国法に準拠して取り扱われるものとします。

以上

2017年8月2日施行